

6 その他

1 高齢者虐待防止について

令和 3 年度の法改正により、虐待の発生又は再発防止のため、必要な措置を講じなければならないこととなり、令和 6 年 4 月 1 日から義務化となりました。

なお、令和 5 年度は身体的虐待が市内事業所で発生しました。高齢者虐待防止法での罰則のみならず、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様であり、暴行罪や傷害罪などの一般の刑法が成立する内容です。

高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することもできます。

以下の資料について、管理者のみならず、全職員が確認していただき、高齢者虐待防止の取り組みを行ってください。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義等について

(1) 「高齢者」の定義

「高齢者」は「65 歳以上の者」と定義されている。

※「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）（以下、高齢者虐待防止法）（第 2 条第 1 項）

(2) 「65 歳未満の者」に対する虐待の場合

高齢者虐待防止法の定義に従うと、形式的には 65 歳未満の者には適用されないことになるが、保護すべき必要があるという点においては 65 歳以上の者に対する虐待と変わらない。

介護保険法における地域支援事業のひとつとして、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が義務づけられているが（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）、介護保険法にいう「被保険者」は 65 歳以上の者に限られてはいない。（介護保険法第 9 条）

また、老人福祉法では、相談や措置の対象者を原則として「65 歳以上の者」と定義し、「65 歳未満の者であって特に必要があると認められる者」も措置の対象者に含めている。

なお、障害者虐待防止法が成立したことにより、平成 24 年 10 月 1 日より高齢者虐待防止法が一部改正され、養介護施設・事業所を利用する 65 歳未満の障害者については高齢者とみなし、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用されることとなる。

2. 「養介護施設従事者等」の定義

「**養介護施設従事者等**」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者となっている（第 2 条第 5 項）。これには、直接介護に携わる職員のほか、経営者・管理者層も含まれている。

「養介護施設」「養介護事業」に該当する施設・事業は次のとおり。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

なお、老人福祉法の改正により、平成 18 年 4 月から有料老人ホームの対象が拡大した。

（老人福祉法第 29 条）

- ① 人数要件の廃止（改正前は 10 人以上）
- ② 提供サービス要件の拡大（「食事の提供」、「入浴、排せつ若しくは食事の介護の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかの提供があれば有料老人ホームに該当する）特に、②については提供サービスを他へ委託して供与する場合であっても、または将来提供するという約束であっても該当することとされている。

このような要件に該当する場合には、届出がなされていなくとも、老人福祉法に基づく都道府県の立入検査や改善命令の対象となる。

届出をしなければ有料老人ホームに当たらないのではなく、有料老人ホームの定義に該当すれば届出をしなければならないこと、仮に届出がなくとも有料老人ホームに該当すれば老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく立入検査や改善命令の対象となり、改善命令をしたときには、その旨を公示しなければならないこととされているため、届出の有無にかかわらず、適切な運営が行われるよう指導していただきたい

出典：平成 21 年 5 月 28 日付老振発第 0528001 号「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について」

また、対象となる施設・事業所が「養介護施設」「養介護事業」に該当しない場合には、「養護者による高齢者虐待」として対応することが必要である。いかなる施設・事業所であっても高齢者虐待が疑われる場合には、法の趣旨に則り適切な対応を行うことが求められている。

「養介護施設従事者等」及び「養護者」の解釈について

有料老人ホームとしての届出の有無にかかわらず、老人福祉法に定める有料老人ホームに該当するものであれば、そこで業務に従事する者は養介護施設従事者等に該当するものであること、また養介護施設従事者等に該当しない場合であっても、法第 2 条第 2 項に規定する「養護者」に該当し得るものであることから、法第 11 条に基づく立入調査の実施など、適切な対応を行うことが必要である。

出典：平成 23 年 9 月 16 日付事務連絡『「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の適切な運用について』（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室）

3. 虐待かなと思ったら・・・

訪問先や施設内等で「これって虐待かな」と思う事例があった場合には、介護保険課、若しくは高齢福祉課・地域包括支援センターへ通報・相談をお願いします。

連絡を受けた内容等については、必要に応じて、本人や養護者、施設等に聞き取り調査等を実施します。事実確認等の結果、虐待と認められる場合には、対象者等に必要な対策等を講じていきます。

なお、通報・相談いただいた個人が特定されないよう配慮いたします。

通報・相談先

【養介護施設従事者等による虐待】

宝塚市介護保険課 Tel：0797-77-2136

【養護者による高齢者虐待】

宝塚市高齢福祉課 Tel：0797-77-2068 もしくは最寄りの地域包括支援センター

※別紙 6-1 を参照。

2 介護保険料滞納者に対する給付制限

介護保険法では、被保険者間の公平性の観点から、特別な事情なく保険料を納めない被保険者に対して保険給付を制限することが規定されています。滞納期間に応じて、以下の制限措置が適用されます。

（1）支払方法の変更・・・介護保険法第 66 条

1 年以上滞納すると、**支払方法の変更（＝償還払い化）**が適用され、介護保険サービス利用時の費用をいったん全額支払い、申請によりあとから保険給付分（9～7 割）が支給されます。

（2）保険給付の支払一時差止・・・介護保険法第 67 条第 1 項、第 2 項

1 年 6 か月以上滞納すると、償還払いの申請により支給予定となっている保険給付を滞納保険料が支払われるまで、**保険給付の全部又は一部が差し止め**になります。

(3) 給付額の減額等・・・介護保険法第69条

2年以上滞納すると、時効を迎えた未納期間に応じて、利用者負担が一定期間引き上げられます。また、高額介護（介護予防）サービス費や特定入所者介護（介護予防）サービス費等の支給が受けられない場合があります。

- ・1～2割負担の方→3割負担
- ・3割負担の方 →4割負担

被保険者証の確認の徹底について

被保険者はサービスを受ける際にその都度、事業者には被保険者証を提示することが義務づけられています（介護保険法施行規則第63条）。また、居宅介護支援事業者やサービス提供事業者側においてもその確認が義務づけられています（居宅介護支援運営基準第7条等）。

しかし、国保連の審査で返戻となつてから給付制限対象者であることに気づかれるケースが発生しています。円滑な事業運営のため、サービス提供時や認定更新時等には必ず被保険者証を確認し給付制限に関する記載がある場合は、支払方法や利用者負担を間違えないようにしてください。

給付制限は被保険者証の第三面に記載を行いますが、給付額の減額対象者（＝3～4割負担の方）は負担割合証の記載は変更されませんので、必ず被保険者証でご確認ください。

(一)		(二)		(三)																																																																				
介護保険被保険者証 <table><tr><td>番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>生年月日</td><td></td><td>男・女</td></tr><tr><td>交付年月日</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>保険者番号並びに保険者名称及び印</td><td colspan="2">282145 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 (0797) 71-1141 宝塚市</td></tr></table>		番号			住所			フリガナ			氏名			生年月日		男・女	交付年月日			保険者番号並びに保険者名称及び印	282145 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 (0797) 71-1141 宝塚市		<table><tr><td>要介護状態区分等</td><td></td></tr><tr><td>認定年月日(注)</td><td></td></tr><tr><td>認定の有効期間</td><td>～</td></tr><tr><td>区分支給限度基準額</td><td></td></tr><tr><td>居宅サービス等</td><td>1月当たり 単位</td></tr><tr><td>サービスの種類</td><td>種類支給限度基準額</td></tr><tr><td>(うち種類支給限度基準額)</td><td></td></tr><tr><td>認定審査会の意見及びサービスの種類の指定</td><td></td></tr></table>		要介護状態区分等		認定年月日(注)		認定の有効期間	～	区分支給限度基準額		居宅サービス等	1月当たり 単位	サービスの種類	種類支給限度基準額	(うち種類支給限度基準額)		認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		<table><tr><td>給付制限</td><td>内容</td><td>期間</td></tr><tr><td rowspan="4"></td><td></td><td>開始年月日</td></tr><tr><td></td><td>終了年月日</td></tr><tr><td></td><td>開始年月日</td></tr><tr><td></td><td>終了年月日</td></tr><tr><td rowspan="4"></td><td>居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称</td><td>届出年月日</td></tr><tr><td></td><td>届出年月日</td></tr><tr><td></td><td>届出年月日</td></tr><tr><td></td><td>届出年月日</td></tr><tr><td rowspan="4">介護保険施設等</td><td>種類</td><td>入所等年月日</td></tr><tr><td>名称</td><td>退所等年月日</td></tr><tr><td>種類</td><td>入所等年月日</td></tr><tr><td>名称</td><td>退所等年月日</td></tr></table>		給付制限	内容	期間			開始年月日		終了年月日		開始年月日		終了年月日		居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	届出年月日		届出年月日		届出年月日		届出年月日	介護保険施設等	種類	入所等年月日	名称	退所等年月日	種類	入所等年月日	名称	退所等年月日
番号																																																																								
住所																																																																								
フリガナ																																																																								
氏名																																																																								
生年月日		男・女																																																																						
交付年月日																																																																								
保険者番号並びに保険者名称及び印	282145 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 (0797) 71-1141 宝塚市																																																																							
要介護状態区分等																																																																								
認定年月日(注)																																																																								
認定の有効期間	～																																																																							
区分支給限度基準額																																																																								
居宅サービス等	1月当たり 単位																																																																							
サービスの種類	種類支給限度基準額																																																																							
(うち種類支給限度基準額)																																																																								
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定																																																																								
給付制限	内容	期間																																																																						
		開始年月日																																																																						
		終了年月日																																																																						
		開始年月日																																																																						
		終了年月日																																																																						
	居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	届出年月日																																																																						
		届出年月日																																																																						
		届出年月日																																																																						
		届出年月日																																																																						
介護保険施設等	種類	入所等年月日																																																																						
	名称	退所等年月日																																																																						
	種類	入所等年月日																																																																						
	名称	退所等年月日																																																																						

(注) 事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日

虐待のない笑顔のまちづくりのために

こども虐待、高齢者虐待、^{がい}障害者虐待、相談通報 電話番号
気になることがあれば、早めに ご相談ください

2022 年 7 月現在

こども虐待 相談・通報

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル 189
 - ・児童虐待防止 24 時間ホットライン TEL：(072)759-7799
 - ・兵庫県川西こども家庭センター TEL：(072)756-6633
 - ・宝塚市家庭児童相談課 TEL：(0797)77-9111
- 月～金（祝日、年末年始除く） 午前 9 時～午後 5 時 30 分

高齢者虐待 相談・通報

養護者（家族など）による虐待

1. 最寄りの地域包括支援センター

- ①小林地域包括支援センター TEL：(0797)74-3863、FAX：(0797)74-3922
- ②逆瀬川地域包括支援センター TEL：(0797)76-2830、FAX：(0797)77-3461
- ③御殿山地域包括支援センター TEL：(0797)83-1336、FAX：(0797)83-1337
- ④小浜地域包括支援センター TEL：(0797)86-3707、FAX：(0797)83-1123
- ⑤長尾地域包括支援センター TEL：(0797)80-2941、FAX：(0797)80-4110
- ⑥花屋敷地域包括支援センター TEL：(072)740-3555、FAX：(072)740-5087
- ⑦西谷地域包括支援センター TEL：(0797)83-5080、FAX：(0797)91-1300

月曜日から土曜日（日祝日、年末年始を除く）午前 9 時から午後 5 時 30 分

（※夜間・休日の通報のみ 24 時間対応可）

2. 市役所高齢福祉課

TEL：0797-77-2068 / FAX：0797-71-1355

月曜日から金曜日（午前 9 時～午後 5 時 30 分）

（※夜間・休日の通報先 TEL：0797-71-1141）

養介護施設従事者等（介護サービスのスタッフなど）による虐待

1. 市役所介護保険課

TEL：0797-77-2136 / FAX：0797-71-1355

月曜日から金曜日（午前 9 時～午後 5 時 30 分）



^{がい}
障害者虐待 相談・通報

養護者（家族など）による虐待

1. 宝塚市高齢者・^{がい}障害者権利擁護支援センター

TEL：0797-26-6828 / FAX：0797-26-6238

月曜日～金曜日（祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日除く）

午前 9 時～午後 5 時 30 分 （※夜間・休日の通報のみ 24 時間対応可）

2. 各地域の相談支援事業所

- | | | |
|------------|-------------------|------------------|
| ①ななくさ育成園 | TEL：070-2454-5868 | FAX：0797-26-7482 |
| ②コミセン希望 | TEL：0797-76-5800 | FAX：0797-76-5811 |
| ③ベルフラワー | TEL：0797-86-7666 | FAX：0797-83-1337 |
| ④スミレン | TEL：0797-86-5002 | FAX：0797-83-2766 |
| ⑤だんぼ | TEL：0797-91-6001 | FAX：0797-91-6001 |
| ⑥聖隷はぐくみ花屋敷 | TEL：072-740-5087 | FAX：072-740-5087 |
| ⑦コミセン希望 西谷 | TEL：0797-91-1950 | FAX：0797-91-1801 |
- 月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く） 午前 9 時～午後 5 時 30 分

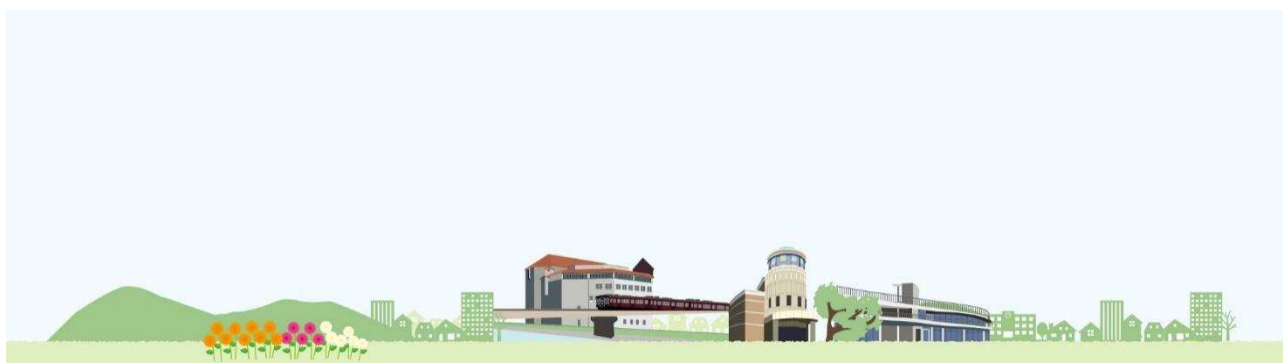
養護者（家族など）・施設従事者等による虐待

1. 市役所^{がい}障害福祉課 基幹相談支援センター

TEL：0797-77-2287 / FAX：0797-72-8086

月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く） 午前 9 時～午後 5 時 30 分

（※夜間・休日の通報先 TEL：0797-71-1141）



令和6年（2024年）4月22日

市内地域包括支援センター

市内居宅介護支援事業者

市内介護保険施設

御中

宝塚市介護保険課長

要介護認定進捗確認システムについて（ご案内）

春暖の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本市介護保険事業の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、事業所及び行政の認定業務の効率化、円滑な支援体制の構築を目的として、よくお問い合わせをいただく要介護認定の進捗状況の確認を、Web上で行うことができるシステムを導入することとなりましたのでお知らせします。

記

- 1 利用手順 URL 入力もしくは二次元コードを読み取り、システムにアクセスしてください。
※詳細は裏面に掲載

(URL : <https://2764279c.form.kintoneapp.com/public/t-kaigo>)



・ID t-kaigo

・パスワード 2038

※年に一度、ID・パスワード更新

- 2 利用対象者 市内ケアマネジャー

- 3 その他 照会データの更新は週に一度(毎週木曜日の午前中)です。
介護保険課へ電話での確認は極力お控えください。

【お問い合わせ先】

宝塚市役所介護保険課 認定担当 三澤

電話 0797-77-2038

FAX 0797-71-1355

Emai m-takarazuka0050@city.takarazuka.lg.jp

利用手順（詳細）

- 1 URL 入力もしくは二次元コード読み取り。
- 2 ID・パスワードを入力。
- 3 要介護認定進捗確認システムのページにて、「被保険者番号」を入力。
※頭の 0 を抜いて入力してください。

要介護認定進捗確認システム

【検索用】被保険者番号

検索

頭の 0 を抜いて入力してください。

調査票

主治医意見書

二次審査日程

 毎週木曜日の午前中に更新


プライバシー・利用規約

- 4 「調査票」・「主治医意見書」の提出状況が○・×で、「二次審査日程」が日付で表示されます。
- 5 「調査票」・「主治医意見書」が揃っていない場合は、「二次審査日程」は表示されません。